

平成 30 年度 議員期末手当について

1 これまでの支給月数

議員の期末手当については、職員の期末・勤勉手当と同じ支給月数になっている。

年度	議員の期末月数	職員の期末・勤勉月数
19～20 年度	4. 50 月 (6 月期=2. 150 月/12 月期=2. 350 月)	4. 50 月 (6 月期=2. 150 月/12 月期=2. 350 月)
21 年度	4. 15 月 (6 月期=1. 950 月/12 月期=2. 200 月)	4. 15 月 (6 月期=1. 950 月/12 月期=2. 200 月)
22～25 年度	3. 95 月 (6 月期=1. 900 月/12 月期=2. 050 月)	3. 95 月 (6 月期=1. 900 月/12 月期=2. 050 月)
26 年度	4. 10 月 (6 月期=1. 975 月/12 月期=2. 125 月)	4. 10 月 (6 月期=1. 975 月/12 月期=2. 125 月)
27 年度	4. 20 月 (6 月期=2. 025 月/12 月期=2. 175 月)	4. 20 月 (6 月期=2. 025 月/12 月期=2. 175 月)
28 年度	4. 30 月 (6 月期=2. 075 月/12 月期=2. 225 月)	4. 30 月 (6 月期=2. 075 月/12 月期=2. 225 月)
29 年度	4. 40 月 (6 月期=2. 125 月/12 月期=2. 275 月)	4. 40 月 (6 月期=2. 125 月/12 月期=2. 275 月)

2 主な事例

(1) 平成 29 年度

ア 勧告の内容

- ・ 公民給与の較差 (+0. 13% +505 円)
- ・ 勤勉手当を引上げ(+0. 1 月)

イ 給与等への反映

職員給与	議員報酬等	知事等給与
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与 増額改定 ・ 勤勉手当 0. 10 月引上げ (4. 30→4. 40 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 0. 10 月引上げ (4. 30→4. 40 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 改定なし ・ 期末手当 0. 05 月引上げ (3. 25→3. 30 月)

(2) 平成 28 年度

ア 勧告の内容

- ・ 公民給与の較差 (+0. 2% +784 円)
- ・ 勤勉手当を引上げ(+0. 1 月)

イ 給与等への反映

職員給与	議員報酬等	知事等給与
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与 増額改定 ・ 勤勉手当 0. 10 月引上げ (4. 20→4. 30 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 0. 10 月引上げ (4. 20→4. 30 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 改定なし ・ 期末手当 0. 10 月引上げ (3. 15→3. 25 月)

(3) 平成 27 年度

ア 勧告の内容

- ・ 公民給与の較差 (+0. 68% +2, 736 円)
- ・ 勤勉手当を引上げ(+0. 10 月)

イ 給与等への反映

職員給与	議員報酬等	知事等給与
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与 増額改定 ・ 勤勉手当 0. 10 月引上げ (4. 10→4. 20 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 0. 10 月引上げ (4. 10→4. 20 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 改定なし ・ 期末手当 0. 05 月引上げ (3. 10→3. 15 月)